

# 『類聚國史』所載の所謂 「渤海沿革記事」の史料性格について

赤羽目 匡 由

はしがき

- 一 「渤海沿革記事」の史料性格について
  - (一) 石井正敏氏の學說
  - (二) 「渤海沿革記事」の繫年
  - (三) ④ 「無州縣館驛」の訓み
  - (四) ④ の情報の収集・傳達者
  - (五) 「渤海沿革記事」の史料性格
- 二 「渤海沿革記事」の解釋
- 三 「渤海沿革記事」にみる地方社會とその統治 —— むすびにかえて ——

は し が き

『類聚國史』とは、菅原道眞（八四五〜九〇三年）が六國史の記事を内容により分類・編集した類書である。その卷一九三・殊俗部・渤海上・延曆一五（七九六）年四月戊子（二十七日）條には、七世紀末から一〇世紀初にかけて東北アジアに興じた渤海王國の建國事情や地方社會の様相を伝える記事（以下「渤海沿革記事」。後掲史料(a)④）が見え、史料の少ない

渤海の國內事情を考える上で貴重な情報を提供する。このうち特に後半の一節(㉔)㉕)は、渤海の地方行政組織や地方社會の種族構成について述べており、從來注目を集めてきた。

例えばそこに見える首領とは地方の靺鞨部落の在地首長で、都督・刺史・縣令といった府・州・縣の地方官に任ぜられたり、それより下級の村落の首長としてその支配に當たりすると共に、外交使節の隨員ともなった。渤海はこうした首領層の在地支配權を認めつつそれに依據して地方を統治したという首領制が夙に提唱された。首領制により渤海の地方統治のありかたを理解しようという試みはそのご一層展開され、首領を外交使節團に編制して對外交易に参加させることが國家支配の要諦であつた、と主張されるまでに至つた。しかし首領制の提唱以前より、その難解さから先述の一節の理解には定説がない。特に首領を都督・刺史といった村長のもとで支配の一端を擔つた下級役人と考證する有力な見解が提され、併せて地方支配の空白をもたらす首領Ⅱ在地首長自身の唐や日本への渡航は想定し難いという疑問が呈された。現段階では、首領の時期的な性格變化を考慮するなど新たな理解を示しつつ、在地首長、下級役人何れの理解を採るにせよ、從來の首領の性格理解を前提に、渤海の地方統治體制を論じる流れが一方で存在する。他方、石井正敏氏が示した實證的な研究視角を承け、登場する語句の考證により「渤海沿革記事」を精確に理解し、首領の實態に迫ろうとする試みも續いており、今後こうした方面での研究の深化が期待される。

以上のように従來、「渤海沿革記事」をめぐることは、特に首領の性格の検討を通じ、渤海の地方社會の様相とその支配のありかたが議論されてきた。しかしこれら議論の前提となる「渤海沿革記事」の史料の性格をどう考えるかが、とりわけ實證的に首領の實態に迫る際には、別個に重要な問題として浮上する。この問題については石井氏が夙に言及し、その見解が大方の支持を得ており、加えて後に主張を補強して一見議論の餘地はないようである。ただその後も断片的ながら「渤海沿革記事」の史料の性格に關する言及はあり、この問題を改めて検討する必要があると考える。

そこで本稿ではまず「渤海沿革記事」の史料の性格を再吟味し、次にその結果を踏まえ筆者なりに「渤海沿革記事」の

解讀に取り組み、最後にその解讀に基づき、渤海の地方社會の様相の一端とそれに對する支配のありかたについて若干言及したいと思う。

一 「渤海沿革記事」の史料的性格について

(一) 石井正敏氏の學說

「渤海沿革記事」の史料的性格を考えるにあたり、まずはその原文と現在の筆者の理解による訓讀文とを掲げる(以下、史料原文中の丸英數字・括弧・傍線・段落分けは筆者による)。

(a) 『類聚國史』卷一九三・殊俗・渤海上(原文については、石井註(4)論文で校訂されたものに従い、句讀は私見により若干改めた)

① 十五年四月戊子、渤海國遣使獻方物。其王啓曰、(中略)。又告喪啓曰、(中略)。

② 又傳奉在唐學問僧永忠等所附書。

③ 渤海國者、高麗之故地也。④ 天命開別天皇七年、高麗王高氏、爲唐所滅也。⑤ 後以天之眞宗豐祖父天皇一

年、大祚榮始建渤海國。和銅六年、受唐册立。⑥ 其國延袤二千里、⑦ 無州縣館驛、⑧ 處々有村里、⑨ 皆靺鞨部落。

⑩ 其百姓者靺鞨多、土人少。⑪ 皆以土人爲村長。⑫ 大村曰都督、次曰刺史、⑬ 其下百姓皆曰首領。⑭ 土地極寒、

不宜水田。⑮ 俗頗知書。⑯ 自高氏以來、朝貢不絕。

(延曆)十五年四月戊子、渤海國使いを遣わし方物を獻せしむ。其の王啓に曰く、(中略)、と。又喪を告ぐる啓に曰く、(中略)、と。又在唐學問僧永忠らの附する所の書を傳奉す。渤海國なる者は、高麗の故地なり。天命開別天皇七(六六八)年、高麗王の高氏、唐の滅はず所と爲るなり。後ち天之眞宗豐祖父天皇二(六九八)年を以て、大祚榮始めて渤海國を建て、和銅六(七二三)年、

唐の冊立を受く。其の國延袤は二千里なり。州縣・館驛無く、處々に村里有り、皆な鞞鞞部落なり。其の百姓は鞞鞞多く、土人少なし。皆な土人を以て村長と爲す。大村は都督と曰い、次は刺史と曰う。其の下の百姓は皆な首領と曰う。土地は極めて寒く、水田に宜しからず。俗は頗る書を知る。高氏自り以來、朝貢絶えず。

次に、この「渤海沿革記事」の史料的人格について、廣く研究者に受け入れられている石井氏の見解を確認しよう。

「渤海沿革記事」は◎以下であるが、Ⓑ・◎から分かるように、渤海使が在唐僧永忠の書状を日本朝廷に傳えたとする文章に續いて登場する。それゆえ永忠が天皇に奉った書状の内容であり、八世紀末に唐都長安で得た渤海情報とか、同じく八世紀末の渤海での見聞情報とか長らく考えられてきた。こうした理解に再考を迫ったのが石井註(10)論文である。まず、とりわけ◎<sup>14</sup>に顯著だが、◎の内容が在唐僧の書状としては不似合いで、この程度の情報ならば七九六年以前の渤海遣日使や日本の遣渤海使からでも十分得られること、書状の内容を記す場合、通常「曰」字を附すことの二點を挙げ、◎は永忠らの書状の一部とは考え難いとする。次に、『類聚國史』の記事は元々六國史の記事なので、◎は八四〇年に完成した『日本後紀』の記事であり、繫年からみて『日本後紀』の渤海初出箇所における、編者による渤海の沿革説明記事であると指摘する。次に、二、三の例外を除き、古代日本における天皇への漢風諡號撰進が天平寶字六〜八(七六二〜四)年頃とされるので、國風諡號を使う◎は奈良時代の古傳によることを示唆する。しかも◎③の文武の國風諡號「天之眞宗豐祖父」は、始め天平寶字(七五七〜六五)年間初期に撰進、その◎延曆(七八二〜八〇六年)初年に「倭根子豐祖父」に改定されたという後藤四郎氏の見解を參照し、◎を少なくとも延曆初年以前の状況を記すものとする。以上より、◎は奈良時代の渤海との交渉の記録に基づき、渤海草創期の状況を述べたものと推測するのである。<sup>16</sup>

その後、石井氏は別稿で◎に使用される語句を詳細に検討し、右の主張を補強する。まず、◎<sup>14</sup>の「朝貢不絶」の表現は中國正史四夷傳に頻出し、また領域の廣さを示す④「延袤」という餘り使われない語句が登場するが、特にこれらが何れも『隋書』林邑傳に見えることに注目する。『隋書』は日本に早く傳來し『日本書紀』や『續日本紀』の編纂に利用さ

れているので、『隋書』林邑傳を含む中國正史四夷傳を参考に、四夷傳を著すという意識のもと◎が作成されたとする。次に、渤海領域の廣さを示す◎④「其國延袤二千里」は、日本の里制による數値でなく中國史料の表記を踏襲した記述で、唐や渤海などから得た草創期の渤海領域の廣さに關する古傳に基づくとする。さらに⑤「館驛」、⑦「部落」の兩語句は古代日本で殆ど使われないもので、中國史料の用例を参考にしたとする。以上の検討より、◎は永忠の書狀などではなく、『日本後紀』編者が渤海初見記事に加えた渤海傳というべき記事と斷定する。◎は八四〇年の『日本後紀』編纂時の文章だが、それまでに日本で知られていた情報に中國史料などを援用して成文したもので、九世紀の渤海情勢を反映する記事とは見なせないという。そして具體的にその主な材料を、「イ・これ（『日本後紀』編纂時…筆者補）まで渤海との交渉を通じて得た情報、ロ・唐との交渉で得た情報、ハ・中國の正史や古典の知識」と推測し、最後に『續日本紀』神龜四（七二七）年十二月丙申（二十九日）條（後掲史料(b)）にも渤海の沿革が記されることから、◎が『日本後紀』渤海傳と評すべき記事であることを再確認するのである。

## （二）「渤海沿革記事」の繫年

石井氏の一聯の研究で、◎が永忠の書狀そのものでないことは明らかとなった。<sup>18</sup> また◎は元々『日本後紀』の記事だという指摘も的確で、『類聚國史』編者菅原道真との關聯を想定することは難しい。<sup>19</sup> ただし他の論點についてはなお議論の餘地があると思われる。まず、◎がどの時期の渤海の狀況を傳えた記事かという點、即ち繫年を考えよう。早くは◎を永忠の書狀と見なして八世紀末の渤海の國內事情を傳えるものとし、⑤・⑥の國制未整備を、唐の繁榮に眩惑された永忠の誇張とする意見もあつたが、石井氏の指摘以降、渤海草創期の狀況を傳えた記事と理解するのが一般的である。ただ石井氏は奈良時代とするだけで具體的な年時に言及しない。近年石井説を踏まえ、◎は七二〇年、七二八年の日本の遣渤海使（又は靺鞨國）使（表2参照）の見聞をもとに、八世紀初頭の大祚榮と大武藝との時代の渤海事情を傳えるとする一步踏み

込んだ指摘が金東宇氏によりなされている。<sup>21)</sup> この指摘を手がかりに㉔の繫年を考えよう。

㉔の繫年を考える上で第一に確認しておきたいのは、㉔・㉕・㉖・㉗は渤海遣日使から得た情報とは考え難い点である。㉘・㉙は國制の未整備を、㉚は水稻作を前提とする地域の人々の感覚を、㉛は日本への朝貢を各々記しており、こうした渤海にとって負の、とりわけ遅くとも七三九年以降については自國の實情と相反する事柄（後述）や、自己の居住地域とは異なる自然環境を前提とした情報を、渤海使自ら殊更日本に伝えるとは考え難い。また㉜・㉝・㉞は、㉟・㊱を前提とする内容であって両者は切り離せない。㊲・㊳も㉜・㉝・㉞と同時に獲得された一聯の情報と見てよいであろう。これらは渤海へ渡った日本人が渤海で見聞した情報に基づくと考えられるのである。先の㉜を日本の遣渤海使の見聞情報に基づくとする意見は、以上を考慮したのであろう。

そこで第二に、㉜はいつどの使者が獲得した情報に基づくのが問題となる。これについては㉜の「無州縣館驛」に注目したい。七三九年、七五八年、七五九年に來日した渤海大使が各々、若忽州都督、行木底州刺史、玄菟州刺史の官銜を帯びており（表1参照）、七三九年には渤海における州の存在を日本朝廷が把握していたと思われるからである。他に渤海の實態として、私見によれば遅くとも七五八年には府の、七六二―四年までには州・縣の設置が廣く渤海の中心地域にわたり確認できる。㉜を「州縣無し」と解釋すれば、それは七三九年以前の情報によったことになるのである。金東宇氏が七二〇年と七二八年との日本の使者に情報源を限定したのは、以上の理由による。しかしこの兩度の使者のうち、前者を情報源とは見なし難い。七二〇年の使者は靺鞨國に派遣されたものであり、この靺鞨國は渤海とは考え難いからである。なお、㉜を「渤海には州縣が無い」とは解釋しない意見もあるが、従い難い（後述）。

従って㉜・㉝・㉞の國制未整備を、渤海草創期の故という想定を突き詰めると、㉜はひとまず七二八年派遣の日本の渤海使による見聞情報に基づくことになる。

しかし㉜の繫年を考えるにはもう一つ、㉜に登場する文武の國風諡號「天之眞宗豐祖父」に注目する必要があると思う。

表1 渤海使一覽(840年まで)

No.	來着年月日	大使	人數 (隻數)	着岸地・移動地	出國 安置	推定 來日 航路	備 考
1	神龜 4(727).9.21	高仁義	24	出羽國		北	高仁義ら16人が蝦夷に殺害され、首領高齊徳ら8人のみが入京。
2	天平 11(739).7.13	胥婁徳	(2)	出羽國		北	往路で船1隻が沈没し大使の忠武將軍・若忽州都督胥婁徳ら40人が溺死。副使の己弥蒙が入唐使判官平群廣成を伴い入京。平群廣成は渤海經由で歸國。
☆	天平 18(746)		1,100 餘	出羽國	出羽國	北	
3	天平勝寶 4(752).9.24	慕施蒙	75	越後國佐渡嶋		北	
4	天平寶字 2(758).9.18	楊承慶	23	越前國		横	No.③と同道。大使楊承慶の官銜は、輔國大將軍兼將軍・行木底州刺史兼兵署少正・開國公。
5	天平寶字 3(759).10.18	高南申		對馬→大宰→難波江口		朝	No.※と同道。大使高南申の官銜は、輔國大將軍兼將軍・支菟州刺史兼押衙官・開國公。
6	天平寶字 6(762).10.1	王新福	23	佐利翼津→ 越前國加賀郡		横	No.⑤と同道。佐利翼津は越前國加賀郡内とする説と出羽國遊翼(さるはね)驛(山形縣最上郡舟形町付近に比定)とする説とがある。
7	寶龜 2(771).6.27	壹萬福	325(17)	出羽國賊地野代湊→ 常陸國	能登國	北	寶龜 3.2.29 歸國の途につき、同 9.20 能登國に船が漂着。實際日本を離れたのは、寶龜 4.4.5 頃か。永忠らを伴い歸國したと考えられる。
8	寶龜 4(773).6.12	烏須弗	(1)	能登國	能登國	北	
9	寶龜 7(776).12.22	史都蒙	187or166	越前國加賀郡		朝	
10	寶龜 9(778).9.21	張仙壽	(2)	越前國坂井郡三國湊		横	No.⑧と同道。
11	寶龜 10(779).9.14	高洋弼	359	出羽國	出羽國	北	歸路は日本より船9隻を貰って歸國。
12	延曆 5(786).9.18	李元泰	65(1)	出羽國→越後國	越後國?	北	
13	延曆 14(795).11.3	呂定琳	68	出羽國夷地志理波村→ 越後國		北	志理波村を能代(秋田縣)や北海道南部に比定する説がある。在唐留學僧永忠らの書を傳達。
14	延曆 17(798).12.27	大昌泰		隱岐國智夫郡		横	No.⑪と同道。
15	大同 4(809).10.1	高南容			越前國	横?	
16	弘仁元(810).9.29	高南容				横?	
17	弘仁 5(814).9.30	王孝廉		出雲國	出雲國 越前國	横	
18	弘仁 9(818).4.5	慕感徳				?	
19	弘仁 10(819).11.20	李承英				横?	
20	弘仁 12(821).11.13	王文矩				横?	
21	弘仁 14(823).11.22	高貞泰	101	加賀國→越前國		横	
22	天長 2(825).12.3	高承祖	103	隱岐國(→出雲國)	加賀國	横	
23	天長 4(827).12.29	王文矩	100(1)	但馬國		横	

※本表は古畑註(66)a・b 論文所掲の表をもとに、本稿の敘述に合わせて情報を加除したものである。

表2 遣渤海使一覽

No.	任命年月日	出京年月日	大使	人数	出發地	歸國地	歸國・歸京年月日	推定歸國航路	備考
☆	養老4(720) 正.23 以前	養老4 正.23	諸君鞍男	6				—	諸君鞍男は渡嶋津輕津司として靺鞨國に派遣される。靺鞨國は渤海とは見なしがたい。
①	神龜5(728) 2.26	神龜5 6.5	引田蟲麻呂	62		越前國 加賀郡	天平2(730) 8.29 歸京	北	No.1の送使。
②	天平12(740) 正.13	天平12 4.20	大伴犬養				天平12 10.5 歸國	横	No.2の送使。
③	天平寶字2(758) 2.10 以前	天平寶字2 2.10 以後	小野田守	68		越前國	天平寶字2 9.18 歸國	横	No.4と同道。
※	天平寶字3(759) 正.30	天平寶字3 2.16	高元度  内藏全成 (判官)	99		大宰府  對馬	天平寶字5 (761) 8.12 歸國  天平寶字3 10.18 歸國	—  朝	藤原清河を迎える迎入唐大使使としてNo.4楊承慶と同道し渤海經由で入唐。判官内藏全成らは、No.5高南中らと同道して入唐せず途中渤海より歸國。高元度は南路を取り蘇州より出航、唐より歸國。
④	天平寶字4(760) 2.20 前後	天平寶字4 2.20 前後	陽俣玲瑠				天平寶字4 11.11 歸國	横	No.5の送使。
⑤	天平寶字5(761) 10.22	天平寶字5 10.22 以後	高麗大山		能登國?	佐利翼津	天平寶字6 (762) 10.1 歸國	横	No.6と同道。
⑥	天平寶字6(762) 11.1	天平寶字7(763) 2.20 前後	多治比小耳			隱岐國	天平寶字7 10.6 歸國	横	No.6の送使。船師の板持鎌東、渤海より入唐留學生戒融を伴い歸國。
⑦	寶龜3(772) 2.29 前後	寶龜3 2.29 前後	武生鳥守		能登國		寶龜4(773) 10.13 歸國	横	No.7の送使。
⑧	寶龜8(777) 5.23	寶龜8 5.23 以後	高麗殿嗣			越前國 三國湊	寶龜9(778) 9.21 歸國	横	No.9の送使。No.10と同道して歸國。
⑨	寶龜9(778) 12.17		大網廣道						No.10の送使。任命のみで派遣されなかった可能性あり。
⑩	延暦15(796) 5.17	延暦15 5.17 以後	御長廣嶽				延暦15 10.2 歸國	横	No.13の送使。
⑪	延暦17(798) 4.24	延暦17 5.19	内藏賀茂麻呂			隱岐國 智夫郡	延暦17 12.27以前歸京	横	No.14と同道。
⑫	延暦18(799) 4.15	延暦18 4.15 以後	滋野船白				延暦18 9.20 歸國	横	No.14の送使。
⑬	弘仁元(810) 12.4	弘仁2(811) 4.27	林東人				弘仁2 10.2 歸國	横	No.16の送使。

※本表は古畑註(66)a・b論文所掲の表をもとに、本稿の敘述に合わせて情報を加除したものである。



第三にこれを考えよう。なお③は、中國史料からは知られない渤海の建國年次を伝える。これは唐との交渉や中國史料から得た情報ではなく、渤海と日本との直接の交渉で獲られた情報に基づくと見てよいであろう。さて、先述の後藤四郎氏の考定によれば、「天之眞宗豊祖父」の撰進は天平寶字年間初期であった。<sup>24</sup>そして延暦初年にそれは「倭根子豊祖父」に改定された<sup>25</sup>という。それゆえ、◎は天平寶字（七五七～六五）年間初期～延暦（七八二～八〇六）初年に獲得された情報によったと考えられる。

ただし「天之眞宗豊祖父」の撰進以前に獲得された情報が、天平寶字年間初期～延暦初年に整理されたさい手が入り、國風諡號で年次が記された可能性も考えられる。實際修史事業として、天平寶字年間初期～延暦初年には、文武元（六九七）年～天平寶字元（七五七）年の記録である「曹案」三〇巻が編纂されている。さらに「曹案」の改訂が寶龜二、三（七七二、三）年頃又は同九（七七八）年頃より開始される一方、天平寶字～寶龜の記録が、寶龜九年以降または桓武朝（七八二～八〇六）より編纂され二〇巻にまとめられているのである。<sup>26</sup>しかしこうした史書編纂等の際に渤海情報に手が入るならば、當時知られていた事實と齟齬する「州縣・館驛無し」にこそ修正が入るであろう。齟齬が残るのは、元の情報に濫りに手を加えなかったからではなからうか。やはり◎は「天之眞宗豊祖父」の國風諡號が行われていた時代に獲得された情報によったと見られるのである。

第四に、◎と『續日本紀』との関係について觸れておきたい。石井氏が参照するように、『續日本紀』神龜四年十二月條には◎と類似する渤海沿革記事が見える。

(b) ○丁亥、(中略)。渤海郡王使高齊德等八人、入京。○丙申、遣使賜高齊德等衣服・冠履。①渤海郡者、舊高麗國也。淡海朝廷七年冬十月、唐將李勣、伐滅高麗。其後朝貢久絶矣。至是、渤海郡王遣寧遠將軍高仁義等廿四人朝聘。而着蝦夷境、仁義以下十六人竝被殺害、首領齊德等八人、僅免死而來。

(○)丁亥、(中略)。渤海郡王使高齊德ら八人、京に入る。○丙申、使いを遣わし高齊德らに衣服・冠履を賜う。渤海郡なる者は、舊

と高麗國なり。淡海朝廷七（六六八）年冬十月、唐將の李勣、伐ちて高麗を滅ぼす。其の後、朝貢すること久しく絶てり。是ここに至り、渤海郡王は寧遠將軍高仁義ら廿四人を遣わし朝聘せしむ。而るに蝦夷の境に着き、仁義以下十六人は並びに殺害せられ、首領の齊徳ら八人のみ、僅かに死を免れて來たる。）

(b)①がそれであるが、ごく簡単な記事である。『續日本紀』の最終的な成立は延暦一六（七九七）年二月なので、それまでに©のような詳細な情報を日本朝廷が入手していたならば、(b)①作成に際し参照されてよいのではないかという素朴な疑問が生ずるのである。

ただし『續日本紀』の編纂過程は複雑で、先述の延暦初年までの修史事業以後には、まず二〇卷にまとめられた天平寶字く寶龜の記録が、延暦一〇（七九二）年より再び改訂され一四卷として同一三（七九四）年八月に完成し、次に年代的にそれに續く寶龜九年く延暦一〇年の記録六卷分が延暦一三年八月以後同一五年までの間に追加され、次に寶龜年間に改訂された文武朝く天平寶字初年の記録三〇卷が修訂されると共に、二〇卷に壓縮されて延暦一六年二月に完成、同時にこれら三つの部分が合編されて『續日本紀』として奏進されたという。<sup>(27)</sup> それゆえ(b)①を収める文武朝く天平寶字初年の記録の壓縮過程で情報が省略されたり、七五七年を少々降った「曹案」成立の時期、或いはそれが改訂された寶龜年間までに獲得された情報までしか利用できず、これが踏襲され(b)①のごく簡単な記事となったとも一應考えられる。しかし©③の建國年次や④の領域の廣さに關する情報は沿革記事には不可缺で、『續日本紀』編纂の最終段階までに情報を入手していれば、理由もなく利用しないということは考えがたい。もちろん最終段階でそれを削ったとも考えられない。

従って日本朝廷は七九七年の時點で©のもととなった情報を把握していなかったか、把握していたとしても相應の理由で『續日本紀』に反映させることができなかつたとひとまず考えられる。なおこの點については後に改めて觸れたいと思う。

以上要するに©は、一、渤海草創期の状況を伝えると前提した場合、七二八年の日本の遣渤海使の見聞情報と見なす他

なく、二、そこに見える文武の國風諺號「天之眞宗豐祖父」の表記に注目すると、天平寶字年間初期〜延暦初年に獲得された情報に基づき、三、『續日本紀』が最終的に成立した七九七年二月までに日本朝廷が把握していなかったか、相應の理由で『續日本紀』に反映させることができなかった情報を伝える、と考えられた。しかしこれら三者の年代は相矛盾する。だがここではひとまず結論を急がず、もう少し史料に即して㉔の性格を考えてみたい。

(三) ㉔ ㉕ 「無州縣館驛」の訓み

そこで次に、㉔ ㉕ 「無州縣館驛」に注目しその訓みを考えたい。これについては、通説では「渤海國には州、縣、館、驛がなく」と解釋されるように四者を並列として訓まれてきた。各二者を熟語として「州縣・館驛無し」と訓んでも同じである。これに對し森田悌氏は、八世紀前半の渤海使が州の都督や刺史を帶官しており、日本はその頃までには渤海における州縣制度の存在を知っていた。そこで㉔ ㉕を「州縣ノ館驛ナシ」と訓み、本來州縣に置かれる館驛ノ驛館施設の缺如を示すとの解釋を提示した。渤海では州縣は存在したが、『日本後紀』編纂段階の九世紀でも驛制が未整備だったことを傳えるとするのである。これを受け石井氏は、「州縣と館驛とは全く異なる事柄であるので、(中略)、(州縣二館驛無し)と訓み解釋するのが妥當であろう」とする。いずれも「無し」を館驛に限定し、㉔の繫年が七三九年以降の可能性を擔保するのである。

しかし㉔ ㉕はやはり通説のように訓むべきではないかと思う。<sup>31</sup>その理由は第一に、私見では遅くとも七六〇年代初頭の渤海では驛路の存在が明らかなので、何れの訓みでも整合的理解に成功しないからである。それ以前の實態とすれば一應矛盾は生じないが、第二に、「州縣に館驛無し」の訓みは漢文の文法に照らして些か無理がある。第三には、「州縣館驛」が四者又は二者並列である用例が存在することである。

(c) 『蠻書』<sup>33)</sup> 卷一・雲南界內途程第一

自西川成都府至雲南蠻王府、①州縣館驛江嶺關塞、竝里數計二千七百二十里。

(西川成都府自り雲南蠻王府に至るまで、州縣・館驛・江嶺・關塞、竝びに里數は計二千七百二十里。)

(d) 『元稹集』<sup>34)</sup> 卷二八・狀

論轉牒事

據武寧軍節度使王紹、六月二十七日違敕①擅牒路次州縣館驛、供給當道故監軍孟昇進喪柩赴上都、句當部送軍將官健驢馬等轉牒白一道、謹具如前。又②得東都都亭驛狀報、前件喪柩人馬等、準武寧軍節度轉牒祇供、今月二十三日未時到驛宿者。伏準前後制敕、入驛須給正券、竝無轉牒供擬之例。況喪柩私行、不合擅入館驛停止、及給遞乘人夫等。當時追得都句當押衙趙伾到責狀稱、孟監軍去六月十四日身亡、至七月五日蒙本使差、押領神柩到上都、③領得轉牒、疊路州縣、竝是館驛供熟食・草料・人夫・牛等。又狀稱、其監軍只是亡日聞奏、更不別奏、只是本使僕射發遣、亦別無敕追者。謹檢興元元年閏十月十四日敕、(中略)。又准元和二年四月十五日敕節文、(中略)。謹詳前後敕文、④竝不令喪柩入驛及轉牒州縣祇供。今月二十四日已牒河南府、竝不令供給人牛及熟食・草料等、仍牒都亭驛畫時發遣出驛、竝追得本道牒到在臺收納訖。(後略)。

(轉牒の事を論ず)

武寧軍節度使王紹の、六月二十七日、敕に違ひ擅に路次の州縣・館驛に牒し、當道の故監軍孟昇もて喪柩を進めて上都に赴くに、句當し部送せる軍將・官健・驢馬等に供給せる轉牒に據りて一道を白すこと、謹みて具さにすること前の如し。又、東都都亭驛の狀報を得るに、前件の喪柩の人馬等、武寧軍節度の轉牒に準じて祇供し、今月二十三日未時、驛に到りて宿れり、と。伏して前後の制敕に準ずるに、驛に入らんとすれば須からく正券を給すべし。竝びに轉牒もて供擬するの例無し。況んや喪柩は私行にして、合に擅に館驛に入りて停止し、及び遞乘の人夫等を給すべからず。時に當たりて、追つて都句當押衙趙伾の到らしむる責狀を得る

に稱う、孟監軍の去る六月十四日身亡るや、七月五日に至り本使の差を蒙り、神柩の上都に到るを押領して、轉牒を領得し、疊路の州縣にては、竝びに是れ館驛は熟食・草料・人夫・牛等を供す、と。又、狀に稱う、其れ監軍は只だ是れ亡日に聞奏するのみにして、更に別奏せず、只だ是れ本使僕射の發遣にして亦た別に敕の追う無し、と。謹みて興元元年閏十月十四日の敕を檢ぶるに、

(中略)、と。又、元和二年四月十五日敕の節文に准ずるに、(中略)、と。謹んで前後の敕文を詳らかにするに、竝びに喪柩をして驛に入れ、及び州縣に轉牒して祇供せしめず。今月二十四日已に河南府に牒し、竝びに人牛及び熟食・草料等を供給せしめず、仍りて都亭驛に牒し畫時發遣して驛を出ださしめ、竝びに追つて本道の牒の到れるを得て臺に在りて收納し訖れり。(後略)。

まず(c)の『蠻書』は、咸通三(八六二)年に安南從事として雲南に赴いた樊綽が、歸國後その實見・調査に基づき唐代雲南の事情を記した書で、その成立は咸通(八六〇～七四)年間初め頃という。樊綽は記述にあたり主に、貞元一〇(七九四)年の冊南詔使袁滋の『雲南記』と、長慶三(八二三)年の南詔冊封使に隨行した韋齊休の『雲南行記』とを参考にしたという。<sup>35)</sup>◎とは同じ唐代の史料である。

(c)では成都府(成都市)から雲南蠻王府(大理市)までの路程が總括される。このうち①に「州縣館驛江嶺關塞」とある。(c)に續いては、具體的な經由地がその間の距離數と共に列擧されるが、經由地として雙流縣二江驛、延貢驛、雅州百丈驛、皮店、黎武城、清溪關、臺登城平樂驛、嵩州三阜城、俄准嶺、嵩州俄准嶺、會川鎮、目集館、瀘江、清渠鋪などが見える。これら經由地名に附された行政・自然區劃名のうち、館・驛・江・嶺・館は①に見える。また塞はとりでであり、經由地に挙げた黎武城の城、會川鎮の鎮にあたと見てよい。城、鎮は兵團・要害である。その他の店、鋪は省略に従つたのであろう。(c)①はこれら經由地名を總稱したものである。そこで問題は「州縣館驛」の解釋であるが、經由地には、雙流縣二江驛や雅州百丈驛などのように、州縣名の後に驛名が續く例がある。だが臺登城平樂驛のように、州でない行政區劃名に續いて驛名がくる例もあり、また嵩州三阜城、嵩州俄准嶺のように、州名に續くのは驛名に限らない。従つて(c)①の館驛を「州縣の館驛」と訓んで州縣に屬する館驛に限定することはできない。既に向達氏が①に「州・縣・館・驛・

江・嶺・關・塞」と標點を施す如く、これらは並列の關係と見てよい。ここでは二字ずつの熟語に解して「州縣・館驛・江嶺・關塞」と訓んでおきたい。

次に、『元積集』の(d)①の州縣館驛である。「論轉牒事」は大略、武寧軍節度使王紹が館驛を利用して故徐州監軍使孟昇の棺を都長安に送ったことに對する、元積の彈劾を内容とし、その起草年次は元和四年とされる。<sup>(36)</sup>これも(c)と同じ唐代の史料である。

(d)①は王紹が敕に違反して「勝手に經由の「州縣館驛」に牒した」という。そこで後文から王紹が牒した先をうかがつてみよう。第一に②から、東都（洛陽）都亭驛が轉牒を承けたこと、第二に③から、路次の州縣においては館驛が轉牒を承け食料・飼料・人夫・牛などを提供したこと、第三に④から、州縣に轉牒したこと、が各々うかがえる。②・③は王紹の行爲を承けたもの、④は王紹の行爲を禁ずるものである。②で東都都亭驛が直接王紹の牒を承けたかは分明でなく、東都都亭驛を管轄する河南府から轉牒されたのであろう。また③でも、州縣が承けた牒がさらに管下の館驛へ轉牒され、食料等の提供が行われたのであろう。しかし④を見ると、王紹の行爲について、州縣に轉牒して宿泊や食料等の提供を受けることの不當が議論されている。従つて王紹は少なくとも州縣には直接牒したと見られるのであって、それゆえ(d)①は、河南府へ牒したことや州縣から館驛への轉牒を含めて、「州縣と館驛」とに牒した」と表現したものと考えられる。(d)①は「州縣・館驛」と訓むことができよう。

以上、中國史料の用例では州縣館驛と熟した場合、「州縣・館驛」（州・縣・館・驛）を意味すると思われる。州縣は何れも地方行政單位、館驛は驛が大路に、館がそれ以外の道路に設置された交通施設<sup>(38)</sup>なので、州縣・館驛とは、互いに密接に關聯する地方・交通制度をまとめて表現する定型句なのであろう。

そして第四に、後述するように(c)⑤～⑦では、州縣と部落とが對比される。つまりここで問題となっているのは館驛の有無ではなく州縣（集落）の存在状態と見られる。關聯して、中國の制度では州の長官を意味する都督、刺史を、(c)⑨・

⑩ではわざわざ「村長」と言い換えている。これは州が存在しないという前文を受けての表現であろう。◎自體の文脈に即した内的理解からも、⑤を「州縣無し」の意味にとることができよう。

従って、◎⑤は通説どおり「州縣・館驛無し」と訓んで、「州縣や館驛がない」と解釋するのが妥当であると思う。

#### (四) ◎の情報の収集・傳達者

先に筆者は◎⑤⑦・⑫・⑭の内容から、大づかみに◎が日本の遣渤海使の獲得した情報であると指摘した。ここでは◎の情報の収集・傳達者について、もう少し検討を進めたい。手がかりは再び◎⑤である。

◎⑤のうち、ここである州縣・館驛がどこを念頭に置いたものかを確認しよう。第一に、渤海には州縣・館驛がないとするので、當然渤海のものではない。第二に、日本の州縣・館驛でもない。まず、同時代である八〜九世紀の日本には、州縣という地方行政單位は存在しない。古代日本の村落制については、國一郡の編成下に五十戸一里の里制が施行されていたのが、靈龜元(七一五)年に里を改め郷とし、その下に新たに里を置くという郷里制に改められ、さらに天平一二(七四〇)年頃に里が廢止され郷制が行われたと考えられており、その他に集落單位としての村が存在した。<sup>39</sup>次に館驛については、七〜一〇世紀の日本の用例では、遣唐使の唐情勢を伝える報告中に一例見出せるのみで、それも中國で作成された文章を引用した部分に見える。一方字面の類似する驛館は頻出するが、館驛とは意味が異なり「驛の館舎」の意味である、<sup>41</sup>という。當時の日本では國內の事柄に關して館驛の語は使用されず、かつ實態として館驛という語で示される制度は存在せず知られることも殆どなかったと見てよい。

そうであれば、第三に、ここでの州縣・館驛は唐のそれを念頭に置いたものであろう。そして◎⑤に續き⑥・⑦には「處々に村里有り、皆な鞞鞞部落なり」とあつて、州縣・館驛と對比して渤海の集落形態が鞞鞞の「部落」であるという評價が下される。<sup>42</sup>こうした評價は、渤海の鞞鞞部落を實際に目にして始めて可能であろう。ところで一方「無い」ものと

實見したものとが比較されるというのは、よく考えるとおかしい。比較とは實態を把握している対象間で初めて可能だからである。つまりここでの州縣・館驛は、唐（中國）に關する文獻資料等から得られた机上の知識によって記したとは考え難い。<sup>(43)</sup> ⑤では唐の州縣・館驛の實態が一方の比較対象とされるのであって、従つてその情報収集者は渤海の靺鞨部落のみならず、唐の州縣・館驛をも實地見聞した經驗の持ち主と見られるのである。<sup>(44)</sup>

そこで『日本後紀』編纂時の八四〇年までに、渤海と唐との兩方に渡航した經驗を有し、自身が獲た情報を日本に傳達した可能性を有する日本人を抽出すれば次のとおりである。<sup>(45)</sup>

- i 平群廣成 日本↓唐↓渤海↓日本 歸國年次…七三九年<sup>(46)</sup>
- ii 高元度 日本↓渤海↓唐↓日本 歸國年次…七六一年<sup>(47)</sup>
- iii 戒融 日本↓唐↓渤海↓日本 歸國年次…七六三年<sup>(48)</sup>
- iv ①永忠 日本↓渤海↓唐↓日本 歸國年次…八〇五年
- ②得（德）清・戒明 日本↓渤海↓唐↓日本（永忠と共に入唐） 歸國年次…不明<sup>(49)</sup>
- i、ivのうち、<sup>(50)</sup> ivの事例について少々詳しく確認しておきたい。
- ivの永忠の入唐・歸國については、『元亨釋書』卷一六・力遊に、
- (e) 釋永忠、京兆人、姓秋篠氏。寶龜之初、入唐留學、延曆之季、隨使歸。

（釋永忠は京兆の人にして、姓は秋篠氏なり。寶龜の初め、唐に入りて留學し、延曆の季、使いに隨いて歸る。）

とある。このうち歸國は、延曆二四（八〇五）年（延曆二五年が大同元年）に、藤原葛野麻呂を大使とする延暦度の遣唐使（同二〇年任命、同二三年進發）の第一―三船が日本に歸着しており、これに隨つたと見てよい。一方入唐は、寶龜年間には同六（七七五）年六月に佐伯今毛人が大使に任命され（渡唐せず）同八（七七七）年に唐へ進發した遣唐使と、翌（七七八）年十二月布勢清直を送使に任じ寶龜一〇（七七九）年五月進發した遣唐使とが知られるが、寶龜は十一年までで、何れも



「寶龜之初」にはそぐわない。「寶龜之初」という年代からみて、永忠は寶龜三（七七二）年二月に歸國の途について渤海使壹萬福（表1のNo7）に随つて渡海し渤海經由で入唐したと考えられる。渤海經由の入唐僧が存在することや、當時民間船舶による渡唐は想定し難いこと、渤海が永忠と日本との聯絡を仲介していることなどからもそれは支持されるというのである。永忠は日本↓渤海↓唐↓日本と巡つたと見てよい。なおiv②の得清・戒明は、永忠の動靜が必ず永忠等と複数形で書かれることと、同伴者をもつ入唐僧の例が多いことから、永忠の同伴者だったであろう。

#### （五）「渤海沿革記事」の史料性格

以上三節にわたり、幾つかの観点から◎の「渤海沿革記事」の史料性格の特徴を確認した。これらを総合するとどうなるであろうか。

はじめに整年は、第一に渤海の國制未整備を記すその内容と、もととなった情報の収集・傳達者との關係を考慮すれば七三九年以前、第二に文武の國風諡號を考慮すれば天平寶字年間初期～延暦初年、第三に『續日本紀』にその情報が採用されていない點を考慮すれば七九七年以降、となる。先述の如くこれら三點は互いに矛盾する。

だがよくよく考えれば、第一の國制未整備については、何も年代的に國家草創期の故とは限らないであろう。まず、先に見たように、渤海の州縣制が唐制と比較して未熟だと見なされた故の記述である可能性がある。日本の情報収集者は王都を始め州縣制が施行されていた渤海の中心地域を見聞したと見られるので、この場合、州縣の存在を知りつつあえて虚偽・誇張を加えた情報を傳えたことになる。次に、州縣制や驛傳制が未施行だった地域の状況とも考えられよう。従来も

◎は渤海の地方社會の状況を傳えるものと考えられてきた。具體的には率賓一帯（綏芬河流域と近隣のロシア沿海洲・吉林省延邊朝鮮族自治州、及び牡丹江地區東部）や、日本渤海間の交通路上に位置する東京龍原府（吉林省琿春市）・南京南海府（咸鏡南道北青）管轄地域を想定する見解がある。その當否はともかく◎の國制未整備は、時間的観点から切り離して地域的

観點から考えることも可能である。なお、④の渤海領域の廣さ「延袤二千里」は、『舊唐書』渤海靺鞨傳などの「方二千里」と共通する。うち後者が渤海草創期の領域の廣さと考えられることを理由に、④の繫年を渤海初期と見なす意見もある。しかし『舊唐書』が「方二千里」とするのは、五代の編纂時にもなお一方でこうした所傳が行われていたことを示す。④は古傳によつたと見てもよい。④⑤の存在を以て、直ちに④を渤海初期の状況であるとは言い難い。

それならば渤海草創期という時間的制約を離れて、『日本後紀』編纂時の八四〇年まで④の繫年を降らせることが可能となる。

④の繫年について、第一點と第二點、第一點と第三點、の二つの矛盾は各々解消できた。しかし依然として第二點と第三點との矛盾は解消されない。この問題については次に、④の情報の収集・傳達者を追究することで整合的解釋の道を探ってみたい。

前掲の唐・渤海・日本の三國を股にかけた渡航経験をもつ事例のうち、iは歸國年次が第二點の天平寶字年間初期〜延暦初年に入らず、一方ii〜iiiはその期間に入る。しかしそもそも、i〜iiiが④の情報の収集・傳達者であれば、『續日本紀』に情報が反映されないのは不審である。また特にiの平群廣成とiiの高元度とは、各々若忽州都督、行木底州刺史を帶官した渤海使と行を共にしている。iとiiが⑤「州縣・館驛無し」の情報を傳えたとは極めて考えにくい。たとえ傳えたとしても、情報を受け取つた當時の日本朝廷が渤海における州の實在を知らながら、情報をまとめる際に④⑤を採用するとはやはり思えないのである。

残るはivの永忠だが、歸國は八〇五年なので第三點については問題ない。ただこの歸國年次は第二點の天平寶字年間初期〜延暦初年からは外れる。では永忠も④情報の収集・傳達者の候補から外す他ないのだろうか。しかしそれは永忠の歸國後に④情報が日本朝廷へ傳えられた場合である。そう考える必要はないであろう。

永忠は七七二年二月に歸國の途に就いた渤海使壹萬福に隨行して渤海に渡つたが、一行は一度能登國に漂着しているの

で、結局壹萬福一行の離日は翌寶龜四（七七三）年四、五月頃と推測されている。<sup>56</sup> 何れにせよ、永忠の離日時には文武の國風諡號は「天之眞宗豐祖父」であった。その後永忠は國外にあり、歸國まで延暦初年の國風諡號の改定を知りえなかつたであろう。そして⑧のとおり在唐中の永忠は七九六年四月に書狀を渤海使に託して日本に送っている。⑨がこの書狀の情報によつたと考えれば、文武の國風諡號の改定を知らない永忠が記した情報に基づき、『日本後紀』編者が⑨をまとめたと無理なく理解できる。ただし先述のように『續日本紀』の最終的成立は七九七年二月なので、時間的には永忠の書狀の情報を『續日本紀』編纂の際に何とか利用できた。しかし書狀の入手は『續日本紀』完成の直前約十箇月前で、その情報を記事に組み込むには些か時間的餘裕がない。且つ何よりその情報を繋年するとすれば、書狀を受け取つた七九六年四月となるべきだが、それは『續日本紀』記述対象年代から外れるのである。『續日本紀』編纂の際に、永忠の書狀の情報が利用されないのはむしろ自然である。筆者は、⑨は永忠の書狀の情報に基づいたと考えるのが最も妥當であると判定する。

従来⑨が永忠の書狀と無關係とされたのは、「曰」で導かれる文でなく、内容も私人の書狀に相應しくないと理由からであつた。だがこの二點は、⑨が永忠の書狀を材料の一つとして作文された可能性を排除しない。<sup>57</sup> ⑨と永忠の書狀とを無關係とするのは行き過ぎであろう。筆者は以下の諸點が却つて兩者の關係を示唆すると思う。

第一に、「渤海沿革記事」と見なされる⑩と(b)①とが、必ずしも各々『日本後紀』『續日本紀』の渤海新出（初見）條に繋けられているわけではないことである。まず(b)①の『續日本紀』神龜四年十二月丙申條以前に、同年九月庚寅條に渤海使來着及び存問・時服賜與記事が、同年十二月丁亥條に渤海使入京記事が各々ある。次に『類聚國史』の『日本後紀』逸文該當部分では、⑩の延暦一五年四月戊子條以前に、同一四年十一月丙申條に渤海使來着記事がある。兩「渤海沿革記事」は、漫然と渤海新出條に繋けられていたのではないのである。思うに(b)①は、入京後客館に安置された渤海使のもとへ日本朝廷が使者を派遣して、事情聴取した時の内容ではなからうか。<sup>58</sup> そして⑩も永忠の書狀によつたために、渤海使に

よる書狀の傳達を伝える③に續けて繋げられたのではないだろうか。各々當該條に繋げられるべき理由があったと思うのである。

第二に、④「延表」と⑭「朝貢不絶」という二つの語句である。まず前者は、實は使用頻度の低い語句ではない。石井氏があげる『隋書』など歴代正史を始め『日本書紀』述作に利用されたという『藝文類聚』にも用例が散見する。<sup>59</sup> 古代日本の官人にとっては馴染みのある漢籍中の語句と言え、ひとまずこれらを参照して④が作成された根拠となり得る。一方で、「延表」が『舊唐書』『新唐書』『通典』等の正史・政書から佛典に至る唐代史料に頻出することも注目される。<sup>60</sup> 「延表」は唐代一般的に使用された語句であつて、④が唐との交渉で得た情報によつた可能性をも證するのである。ならばあえてその情報の収集者として永忠の可能性を排除する必要はないのではなからうか。次に後者の「朝貢不絶」は、確かに中國正史四夷傳に頻出する表現であり、これを参照した可能性は高い。だが唐で直接學んだ修辭とも想定可能である。また渤海を嘗ての朝貢國高句麗の後身とする觀方は、<sup>61</sup> 當時の日本の支配層・知識人に廣く共有されていたであろう。⑭を永忠の渤海觀の發露と見ても不自然ではない。それはともかく『日本後紀』編者による作文は⑭ほか部分的に止まるとも考えられよう。以上兩語句の存在は、④と永忠の書狀との關係を排除せず、逆にその關係を想定させる材料ともなり得ると思ふ。

第三に、④と類似の表現・語句が僧侶の見聞記に見えることである。例えば、八世紀初頭にインド・中央アジアを巡歴した新羅僧慧超の見聞記『往五天竺三國傳』<sup>62</sup> には、巡歴先の各國の人々・集落に對する表現として「首領」、「百姓」、「土人」、「部落」の語句が頻出する。また、類似の表現としては、④①に對應する、過去との關係で現存の國を説明した「迦毘耶羅國、即ち佛の本と生まれし城なり」(中天竺國)、「此れ即ち舊日の王の裴星の國境なり」(葱嶺鎮)等を、⑫土地の氣候を評した④と同文の「土地は極寒なり」(吐蕃國、識匿國等)を、⑫農作物の土地への適否を述べた「土地は大麥・小麥に宜し」(建跋羅國)等を、⑭他國との關係を述べた「土蕃國の所管に屬す」(蘇跋那具但羅國)等を、⑭過去から行動の繼

續を述べた「今に迄ぶも供養絶えず」（迦葉彌羅國）を、各々擧げることができる。確かに㉑・㉒・㉓などは、中國正史四夷傳と記述形式が類似する。しかし今見たように、新羅僧という中國文化を身につけた佛僧による外國での見聞記との表現の類似性をも指摘できるのであれば、㉑は中國正史四夷傳を含む、廣く中國における外國記事の記述類型に屬すると言えよう。永忠がそうした記述類型に倣って㉑を敘述したと考えられないであろうか。史書編者の作文による説明記事とは斷言できないと思うのである。とりわけ㉑が『日本後紀』編者の作文による渤海説明記事という點を強調してよいか疑問を抱かせるのは、㉑直後の五月丁未條に引く、渤海王に宛てた天皇璽書末尾の一句の存在である。

(f) ○五月丁未、渤海國使呂定琳等還蕃。(中略)。仍賜其王璽書曰、天皇敬問渤海國王。(中略)。夏熱、①王及首領・百姓平安好。(後略)。

(○五月丁未、渤海國使呂定琳ら蕃に還る。(中略)。仍りて其の王に璽書を賜いて曰く、天皇敬みて渤海國王に問う。(中略)。夏熱けれど、王及び首領・百姓の平安にして好からんことを。(後略)。と。)

(f)①の「首領百姓」は「首領と百姓」と解釋する他ない。一方㉑「其下百姓皆曰首領」を素直に讀めば、「(其の下の)百姓」<sup>63</sup>とならざるを得ない。つまり(f)①と㉑とは相反する。(f)①の「首領百姓」の理解を助けるための先行説明が㉑①だという意見もあるが、後者が前者の理解に有効な説明とは言い難い。㉑が『日本後紀』編者による渤海新出條における説明記事だとすれば、「首領百姓」の一句の理解にもう少し資する文章となるのではなからうか。兩者の齟齬は、編者が元となった素材に濫りに手を加えなかったことを炙り出していると思うのである。

筆者は、㉑は永忠の書狀との關聯を想定してこそ、その史料的人格に關する諸々の疑問が解決するのではないかと思う。永忠が日本を離れ渤海に向かったのは七七二―三年頃だが、目的が入唐留學なので直ちに唐に轉進したであろう。そして在唐中、都長安で渤海通過時の見聞をまとめたのであって、それゆえ渤海の地方社會が唐の地方・交通制度との比較で説

明されるのであろう。従つて⑥は離日後までもない七七三年頃の渤海の國內事情を傳えると思はれる。見聞した地域は明らかでない。壹萬福は一行總勢三三五人で出羽國に來着し安置されたので、歸國の際の出航地も出羽國と考えられ、その航路は北回り航路と見てよい。<sup>66</sup> 永忠を伴つた壹萬福の歸國路をあえて推測すれば、出羽國から沿岸を北へ航行し北海道又はサハリンでロシア沿海洲へ渡つて大陸沿岸を南下し、率賓府<sup>67</sup>か東京龍原府の管内へ到着、そこから陸路、都の上京龍泉府に向かつたであらう。永忠が見聞した地域は少なくとも、綏芬河と圖們江（豆滿江）との流域から上京龍泉府を中心とする地域に互つたであらう。

## 二 「渤海沿革記事」の解釋

本章では次に、前章における⑥の「渤海沿革記事」の史料性格に對する考察結果を踏まえ、⑥の内容を筆者なりに解釋してみたい。私見によれば、⑥は内容から次の五つの部分に分けられる。

- I. ①～③…情報が収集された當時までの渤海の歴史
- II. ④～⑦…渤海の領域と領内の集落形態
- III. ⑧～⑪…集落内部の人的構成
- IV. ⑫～⑬…氣候・風俗
- V. ⑭…日本との關係

第I部分の①は、渤海を高句麗の舊領に存在する國とし、②で高句麗の滅亡を記す。兩者は、日本の渤海が高句麗の繼承國であるという認識を表すとも言えるが、渤海もまた自國を高句麗の故地を繼承した國家と自認していた。③の渤海建國年次は、ここだけに見える獨自の情報である。年次が國風諡號又は日本年號で記されるのは、記述の主體が日本人であることを示す。①は『日本後紀』編者の作文かも知れないが、以上が全體として永忠の渤海での見聞によつた可能性は十

分にある。また高句麗滅亡と大祚榮冊封との年代は、中國史料が傳える年代と符合する。それゆえⅠ段落は、永忠が唐で獲た情報と自らの見聞を組み合わせた文章といえよう。なお、渤海が「國」とされるのは、中國では七六二年以降、日本では七五三年以降であり、<sup>68</sup>③「渤海國」はこれらの記事が八世紀中葉以降の情報に基づくことを示唆しよう。

第Ⅱ部分の④については、このほか渤海領域の廣さを表す數値として、『新唐書』渤海傳に「地は方五千里」とある。

これは八三三～五年の間に唐の幽州から渤海へ使した張建章が、歸國後の八三五年に著した見聞記『渤海國記』<sup>69</sup>によると考えられる。渤海全體を包括した領域面積の情報は、この九世紀前半を待つてようやく更新されたのではなからうか。それにしても先述の如く五代の世まで「方二千里」の古傳が中國で殘存していたのであった。次に、⑤～⑦である。この部分には「渤海には唐のような」州縣や館驛はなく、いたるところに村里があるのみで、それらはすべて靺鞨の部落である」と解される。すなわち渤海では集落（都市）が州や縣の形態を取らず、村里＝部落であることを言うのである。こう解すると館驛が浮く如くであるが、館驛が挿入されるのは、渤海を通過した實體験に加え、唐の都長安にあって自らの書状を「傳奉」即ち驛傳または仲介者による傳送<sup>70</sup>で渤海を経由し日本に傳達しようとするにあたり、永忠が交通制度の整備状況に格別の關心を有していたからではなからうか。従つて、ここは唐と比較して渤海の集落形態を説明した一文となる。州縣と部落とが比較されるのは、兩者の形態が全く異質だったからである。「李他仁墓誌」には、<sup>71</sup>上元二（六七五）年に六十七才で薨じた李他仁が高句麗の柵州（吉林省琿春市か）都督だった時のことを傳えて、

(i) 于時授公柵州都督兼總兵馬、管二十二州高麗、統卅七部靺鞨。

（時に公に柵州都督兼總兵馬を授け、二十二州の高麗を管し、卅七部の靺鞨を統べしむ。）

とある。ここで「高麗」即ち高句麗の州は、唐の州とは異なりその實態は城と見てよいが、<sup>72</sup>何れにせよ州と部とが對比される。靺鞨の部即ち部落は州とは明確に區別される實態を有していたのである。部落の語は古代日本では殆ど使われず、<sup>73</sup>その實態も日本人には馴染みがなかったために、永忠は唐制と比較しつつ靺鞨の集落形態である部落を特記したのである

う。

ところで、⑥に登場する「村里」の語は、これまで特に關心を惹かなかつた。この「村里」は文脈から見ても行政單位の村・里ではなく、「むらざと」を意味するが、實は熟語としての村里の用例は唐代以前の漢籍中にさほど多くなく、時代的には南北朝時代にかかるものが殆どで、<sup>(74)</sup>管見では唐代にかかる用例は、『太平廣記』卷三〇一・仇嘉福の一例を數えるのみである。少なくとも唐代に一般的な語句ではなかつたと言えよう。一方古代日本では、六國史や<sup>(75)</sup>『令集解』、『延喜式』、『類聚三代格』等の法令、入唐僧圓仁の日記『入唐求法巡禮行記』に用例が散見し、一般的な語句だつたとみてよい。⑥の「村里」とは情報を収集した日本人即ち永忠による説明句なのである。當該部分が中國史料に基づくものでないことを重ねて確認できよう。

第三部分は、まず⑧について考える。⑧の「其の」とは直前の⑦「靺鞨部落」を承け、「靺鞨部落の」と解釋される。「土人」は高句麗人と見てよい。<sup>(78)</sup>従つて⑧は「靺鞨部落の「百姓」には、靺鞨人が多く高句麗人は少ない」の意となる。ここでの靺鞨部落は靺鞨人と高句麗人とが混淆していたのであつた。

ただし一方で⑦「皆な靺鞨部落」を構成員全員が靺鞨人からなる部落とする石井正敏氏の理解もある。この見解について考へておきたい。「皆な靺鞨部落」を構成員全員が靺鞨人からなる部落と解釋すると、直ちに行きあたるのは、⑧が部落における靺鞨人と高句麗人との混淆状況を述べる矛盾である。<sup>(80)</sup>石井氏も「其の」を「部落の」と理解するが、靺鞨部落を石井氏のように解釋する限り、「其の」は①「渤海國」を承けたとみるか、「其れ」と訓む他ない。しかし②の「其」の用例から見て、「其」が近接した語を承けるのは明らかで、何れの解釋も採り難い。問題が生じるのは、⑦の「皆」を靺鞨に係る修飾句と見なすためと思われる。「皆」は部落に係り、既述の如く⑤～⑦は州縣と部落とを比較したものと見れば問題は生じず、文脈上も自然であろう。部落が殊更に靺鞨の部落とされるのは、實態として靺鞨人が多くを占め、かつ靺鞨人獨特の集落形態をとつていたからとみて問題ないと思う。なお「百姓」の語釋は、⑪の解釋で検討する。



次に⑨～⑩は、「部落では土人（高句麗人）を村長とし、規模の大きな村（部落）の村長を都督といい、それに次ぐ規模の村の村長を刺史という」と解釋して問題なからう。問題は⑪である。まず「其」が何を承けるかであるが、村長とするのが最も自然である。<sup>81</sup>直前の刺史とも考え得るが、第一に「其の下」を、刺史を村長とする村より小規模の村と解釋した場合、「其の下」には百姓でなく村長が續くべきであり、そもそも百姓の語は必要ない。<sup>82</sup>第二に「其の下」を刺史の配下と解釋した場合、刺史と同じ村長である都督の配下には觸れず、殊更刺史の配下だけに言及することになり不自然である。ここは⑩の刺史までで一區切りで、⑪の「其」以下は附記的な意味で述べられたとする理解に従うのがよく、⑪は「村長の配下の百姓を、すべて首領という」と解釋される。首領とは百姓一般とは區別される、特に村長の配下の百姓を指すことになる。

以上の解釋を取れば、百姓の範疇に首領が含まれる。従来、⑪を様々に訓讀・解釋したり、「百姓」を一般庶民の意味ではなく、中國古典における百官・官吏を意味する用法であり、渤海での用法だとしたりもしてきた。それは、百姓と首領という漢語的におよそ同一範疇に入りえない用語が同一範疇に入り、不審とされたからであつた。<sup>83</sup>今度はこの問題に行きあたるのである。しかし③の「百姓」は、古代日本における普遍的被支配身分に對する呼稱、<sup>86</sup>即ち一般庶民を意味すると考えられる。

部落Ⅱ村里

都督、刺史Ⅱ村長

首領Ⅱ（其の下）百姓

右は③で言い換えが行われる例である。上段が渤海においてその名稱で實在しているもの、下段は文章作成者が説明のためそれを言い換えた語句である。先述の如く村里とは日本人による用語であり、村長も村里を承けた語なので、兩者は日本人即ち永忠が渤海社會を説明する中で使った用語と見てよい。首領の言い換えである「百姓」も、永忠による説明と

見なされる。<sup>87)</sup> 中國古典や渤海における用法とは考え難い。従つて先に翻譯を保留した百姓の語を含む<sup>8)</sup>も「靺鞨部落の住民には、靺鞨人が多く高句麗人は少ない」と改めて譯すことができよう。

しかしなお、首領が百姓の範疇に入る不審は残る。この問題は、<sup>9)</sup>の傳える地方がどの地域かという點と、渤海の地方支配のあり方とに密接に關わるので、最後に考えたい。

第四部分の<sup>12)</sup>は、既述の如く水稻作を前提とする日本人の記述であることを示す。<sup>13)</sup>は中國史料に「頗る文字及び書記有り」(『舊唐書』渤海靺鞨傳)、「頗る書契を知る」(『新唐書』渤海傳)と傳えられるので、唐で獲た情報によつた可能性もある。一方九世紀後半には渤海使が漢詩文の交歓で日本官人を水準的に壓倒したり、遣唐留學生が唐の科擧(實貢科)に登第する等、渤海の文運隆盛が指摘される。<sup>14)</sup>大欽茂の公主二人の墓誌文における撰文者の漢文學への造詣の深さに鑑みて、漢字文化の水準の高さは八世紀に遡ると見てよい。何れにせよ實態として渤海の漢字文化の水準は極めて高かつた。<sup>15)</sup>は古代日本の官人層の意識に出た可能性もあるが、渤海での經驗による永忠の素直な實感ではなからうか。

最後に第五部分の<sup>16)</sup>は、八世紀の日本人の渤海觀の發露として、永忠によるものと考えてもよいが、やはり『日本後紀』編者によつて中國正史四夷傳を參照して作成された一文である可能性が最も高いであらう。

### 三 「渤海沿革記事」にみる地方社會とその統治 —— むすびにかえて ——

『類聚國史』殊俗部・渤海上所載の所謂「渤海沿革記事」は、渤海と唐との兩國に渡航した日本僧永忠が、七七三年頃の渤海の地方での見聞を唐でまとめた記録に基づき『日本後紀』編者が作成した記事、と考えられる。以上を踏まえ、記事内容の解釋を試みた。このうち、特に問題となる<sup>17)</sup>④～⑪の私譯を掲げれば、次のとおりである。

渤海の領域の廣さは二千里四方であり、(唐のような)州縣や館驛はなく、いたるところに村里があるのみで、それらはすべて靺鞨の部落である。その部落の住民には、靺鞨人が多く土人(高句麗人)は少ない。部落ではそのうち土人

を村長とし、規模の大きな村（部落）の村長を都督と稱し、それに次ぐ規模の村の村長を刺史と稱する。特に村長配下の者を、すべて首領と稱する。

ところで、ここで改めて問題となるのが第一に、都督・刺史が村長だという「部落」の、渤海の地方制度における位置である。先に、唐制に比べ未熟な渤海の（府）州縣に當たる可能性と、そもそも州縣制が未施行だった地域の部落に當たる可能性とを提示した。筆者は④⑤がえて「州縣無し」と記すこと、以下に述べる如く都督・刺史・首領を含む部落の全成員が百姓とされること、後述する渤海の支配に服した靺鞨部落の都督の存在、の三點から、ここでは後者の可能性を採って以下、試論を述べたい。⑥は州縣制が貫徹しない地域の状況のみを殊更に伝えることになる。

第二に前章では、首領が百姓の範疇に入るといふ問題の考察を保留した。しかし私譯のように解釋すると、そもそも部落の住民である村長の都督・刺史も百姓即ち一般庶民の範疇に入ることになる。従来はここに見える都督が府の、刺史が州の長官に各々あてられ、首領と併せて官人層とされて他の史料からもそれが確認されてきた。<sup>90</sup>百姓が一般庶民の意味であれば、都督・刺史・首領の何れもが百姓の範疇に入るのは自家撞着となる。<sup>91</sup>しかし翻って考えてみると、⑦の「都督」「刺史」「首領」を、他の史料のそれらと同列に扱えるかには疑問を差し挟む餘地がある。⑧では州縣が無いと言った上に、都督・刺史を「村長」とわざわざ言い換えているからである。このことは、彼らが州縣制という地方官制體系に屬する存在ではないことを示唆しよう。

唐皇帝から渤海王への敕書には「卿及首領・百姓」「卿及衙官・百姓」「卿及衙官・首領・百姓」（何れも張九齡作「敕渤海王大武藝書」）、日本天皇から渤海王への璽書にも「王及首領・百姓」「惟王清好、官吏・百姓」とある。<sup>92</sup>百姓は首領とは明確に區分される階層であり、衙官・官吏の官人層とも明確に區分される。しかしこれら區分は、「卿」や「王」、即ち渤海王を頂點とする國家行政機構の組織下に編成された人々の區分である。先掲の『往五天竺國傳』でも首領や百姓は、國都の王を頂點とした序列の中での階層である。渤海に即して換言すれば、最盛期に「五京・十五府・六十二州」（『新唐書』

渤海傳」と總括される地方行政制度下に編成された人々の階層区分となる。それに包攝されない人々が、百姓即ち一般庶民と一括されても強ち不思議ではないのではなからうか。もちろん、◎の活寫する地方が渤海支配下に屬し、都督・刺史・首領が支配層系統の一端を擔うことは間違いないので、彼らを百姓Ⅱ一般庶民に括るのは些か亂暴である。しかし見聞者永忠は、王都を始め州縣制が施行されていた渤海の中心地域を通過したとみられ、そうした地域と比べて、◎が傳える地域の人々がなべて百姓Ⅱ一般庶民と見なされた可能性はあろう。また『往五天竺國傳』の記述について用語の粗相さ加減や不統一が指摘されるように、見聞記における、語句の嚴密性の不足や身分階層に關する概念のゆれを考慮する餘地もある。

◎は州縣制が貫徹しない渤海の支配地域の事情を傳えると考えられる。こうした地域の存在に對する理解と關聯して最近、渤海の地方制度において、建國以前の靺鞨社會の傳統を引く部落組織に基づく統治方式である部落體制と、州縣制とが併存し、互いに補完し合つて地方統治體制をなしたという意見が提出されており参考になる。この概念を援用して◎の都督・刺史を渤海の地方統治體制の中に位置づけると次のように考えられよう。

【州縣制】 都督（府）―刺史（州）―縣令・縣丞（縣）…官職

【部落體制】 都督（大村…部落）―刺史（次村…部落）…稱號

このうち後者の都督・刺史は、◎では州縣制下の官職とは一線を劃されているので、村里Ⅱ部落の長の稱號と見なされる。過去の唐の安東都護府の靺鞨州支配では、異種族部落の首長に都督・刺史・縣令が授けられた。以後も靺鞨社會で首長の稱號となり、渤海社會でも官制外で同様に機能したと考えられよう。その實例が、『舊唐書』渤海靺鞨傳に、

(j) 十一月、以王姪大能信爲左驍衛中郎將、虞候婁蕃長都督茹富仇爲右武衛將軍、放還。

（貞元一四（七九八）年）十一月、王姪の大能信を以て左驍衛中郎將と爲し、虞候婁蕃長の都督の茹富仇もて右武衛將軍と爲し、放還す。

と見える、「虞候妻蕃長」で「都督」の茹富仇である。彼は渤海の王姪と共に唐に朝貢しているので、渤海支配下にあった人物と見てよい。「虞候妻」とは虞妻の誤りであり、虞妻とは靺鞨諸族の一つである。「蕃長」とはここでは異種族部落の首長に對する唐側の呼稱であろう。<sup>96</sup> その渤海支配下にあった虞妻靺鞨の首長が、「都督」を稱し獨自に唐の官職を受けているのである。種族名を冠していることからみて、この「都督」が渤海州縣制における府・州の長官としての都督とは異質なものであることは明らかである。これこそ、部落體制下の稱號としての都督號の實例だと思ふのである。そして類例が『唐會要』卷九六・靺鞨に、<sup>97</sup>

- (k) 貞元八(七九二)年閏十二月、①渤海押靺鞨使楊吉福等三十五人、來朝貢。(中略)。十一(七九五)年十二月、以②靺鞨都督密阿古等二十二人、竝拜中郎將、放還蕃。

(貞元八年閏十二月、渤海の押靺鞨使楊吉福ら三十五人、來たりて朝貢す。(中略)。十一年十二月、靺鞨都督の密阿古ら二十二人を以て、竝びに中郎將に拜し、蕃に放還す。)

とある、②の「靺鞨都督」の密阿古である。まさに都督の稱號を有する靺鞨部落の首長と見てよい。彼が渤海支配下にあったとは斷定できないが、靺鞨社會における首長の存在様態を示す。渤海はこうした靺鞨部落の首長を掌握して間接支配を及ぼしたのである。また、①の渤海の「押靺鞨使楊吉福」は、靺鞨人を唐へ引率した使者であつて、その靺鞨人は都督や刺史の稱號を有する靺鞨部落の首長であろう。八世紀末の渤海が、靺鞨部落の首長を掌握していた様子をうかがうことができる。

©では土人即ち高句麗人が村長となるとあるので、(j)・(k)に見た靺鞨人が首長である靺鞨部落とはもちろん少々事情が異なる。地方といつても、各々©はより高句麗人の多い舊高句麗領における、(j)・(k)は最邊境地域における、靺鞨部落の首長の存在様態を傳えるのであろう。しかし首長の存在様態は同様である。

このように渤海は、州縣制が貫徹しない邊境などの地域にある靺鞨部落の首長に對し、舊來の部落秩序を認め、唐の靺

糜州支配以來の傳統的稱號である都督・刺史の使用を許し、間接支配を及ぼしていたと思われる。『類聚國史』の所謂「渤海沿革記事」が伝える渤海社會の様相は、こうした八世紀後半の地方における基層社會の一齣を活寫したものでないかと思うのである。

## 註

- (1) 鈴木靖民「渤海の首領に關する基礎的考察」(『古代對外關係史の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出一九七九年)。同時期に渤海の首領を検討した專論として、金鍾圓「渤海の首領에 대하여」(『渤海史研究論選集』白山資料院、一九八九年、初出一九七九年)がある。
- (2) 河上洋 a 「渤海の地方統治體制について」(『東洋史研究』四二―二、一九八三年)、同 b 「渤海の交通路と五京」(『史林』七二―六、一九八九年)、大隅晃弘「渤海の首領制」(『新瀕史學』一七、一九八四年)、李成市 a 「渤海史をめぐる民族と國家」(『歴史學研究』六二―六、一九九一年)、同 b 「東アジアの王權と交易」(青木書店、一九九七年)、同 c 「渤海の對日本外交への理路」(『古代東アジアの民族と國家』岩波書店、一九九八年、初出一九九四年)など。
- (3) 李註(2) a・c 論文、同 b 前掲書。
- (4) 諸説については、石井正敏「渤海の地方社會」(『日本渤海關係史の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九九八年)、古畑徹「渤海の首領研究の方法をめぐって」(佐藤信
- 編『日本と渤海の古代史』山川出版社、二〇〇三年)、金東宇「渤海地方統治體制研究」(高麗大學校大學院史學科・博士學位論文、二〇〇六年)六二―八頁など参照。
- (5) 石井註(4) 論文。
- (6) 石井正敏「日本・渤海關係の概要と本書の構成」(石井註(4) 前掲書) 三八―九頁。鈴木靖民氏も夙に「都督・刺史・縣令クラスの官人が首領として大舉して國外へ出使するような事態は、渤海政權の地方支配上現實にありうべからざること、到底考えがたい」(鈴木註(1) 論文四四―六頁) ことを想定していた。
- (7) 金東宇「발해의 지방통치체제와 首領」(『韓國史學報』창간호、一九九六年)、宋基豪 a 「地方統治와 그 실상」(『발해사 회문화사 연구』서울대학교출판문화원、二〇〇一年、初出一九九七年)、同 b 「首領의 성격」(同前書、初出一九九七年)、林相先「渤海의 支配勢力 研究」(『新書苑』一九九九年)、濱田耕策「渤海國の京府州郡縣制の整備と首領の動向」(『白山學報』五二、一九九九年)、朴眞淑「渤海の地方支配와 首領」(『國史館論叢』九七、二〇〇

- 二年)、魏國忠・朱國忱・郝慶雲『渤海國史』(中國社會科學出版社、二〇〇六年)三二五～三四頁、李美子『類聚國史』に見る渤海の沿革記事について』(『日本思想文化研究』八、二〇〇六年)、鄭永振・李東輝・尹鉉哲『渤海史論』(吉林文史出版社、二〇一一年)一八八～九三頁、姜成奉『발해수령과 고려도령의 상관성 검토』(『高句麗渤海研究』四二、二〇一二年)。
- (8) 石井註(4) 論文。
- (9) 森田悌 a 『渤海首領考』(『日本古代の驛傳と交通』岩田書院、二〇〇〇年、初出一九九八年)、古畑註(4) 論文、同『唐代「首領」語義考』(『東北大學東洋史論集』一一、二〇〇七年)、金東宇『渤海首領の概念과 實相』(『東垣學術論文集』七、二〇〇五年)、同註(4) 論文、姜成山『類聚國史』渤海沿革記事の首領について』(『國際學術研究』三、二〇一三年)。このほか石井註(4) 論文に先立つ成果として、森田悌 b 『渤海の首領について』(『弘前大學國史研究』九四、一九九三年)、鄭鎮憲『渤海住民構成の「新解析」』(『慶熙史學』一九、一九九五年)が挙げられる。
- (10) 石井正敏『日唐交通と渤海』(石井註(4) 前掲書、初出一九七六年)五二～四頁。
- (11) 石井註(4) 論文一〇九～一七頁。
- (12) 森田註(9) b 論文七～八頁、濱田註(7) 論文七八九頁、李註(7) 論文六二～五頁、鈴木靖民『渤海の國家と對外交流』(한일문화교류기금·동북아시아사재단편『東아시아속의渤海와日本』景仁文化社、二〇〇八年)三〇頁、拙著『渤海王國の政治と社會』(吉川弘文館、二〇一二年)二二六～四〇頁。
- (13) 本稿は註(12) 拙著二二六～四〇頁で略説した内容の再考であり、舊稿との重複も生じる點を豫め断っておきたい。
- (14) 鳥山喜一著・船木勝馬編『渤海史上の諸問題』(風間書房、一九六八年)四〇～一頁、及び八三～四頁。
- (15) 瀧川政次郎『日・渤海制の比較』(『建國大學研究院研究期報』一、一九四一年)二九頁、和田清『唐代の東北アジア諸國』(『東亞史研究』滿洲篇、財團法人東洋文庫、一九五五年、初出一九五四年)一三三頁、李龍範『渤海王國の社會構成과 高句麗遺裔』(『中世滿洲・蒙古史의 研究』同和出版公社、一九八八年、初出一九七二年)四六～七頁、金註(1) 論文二七九頁。
- (16) 石井註(10) 論文五二～四頁。
- (17) 石井註(4) 論文一〇九～一七頁。
- (18) 古畑徹氏は註(12) 拙著の書評で、筆者が㉔を「又在唐學問僧永忠らの付する所の書を傳奉するに」と訓み、㉕の「渤海沿革記事」を「永忠の書の引用文のようである」とした點(註(12) 拙著二二六頁)に對し、傳奉を「傳奉するに」と訓んで引用を導く用例は存在せず、傳奉は驛傳或いは仲介者による傳送で奉上するの意と批判する(『書評赤羽目匡由著『渤海王國の政治と社會』』『史學雜誌』二二一一八、二〇一二年、一〇六頁)。傳奉を「傳奉するに」とした點は筆者の誤りであった。しかし筆者はなお、㉔と

- 水忠の情報との関係を想定することは十分可能と思う。
- (19) 盧泰敦「渤海國의 住民構成과 渤海人의 族源」(白山資料院編『渤海史研究論選集』同資料院、一九八九年、初出一九八五年)三〇二頁。
- (20) 瀧川註(15) 論文二九頁、和田清「渤海國地理考」(和田註(15) 前掲書、初出一九五四年)一一二頁など。
- (21) 金註(4) 論文六三〜五頁。渤海初期に渤海を訪問した使者の見聞記をもとにした記事であるという指摘自体は、これ以前にも簡略になされていた(盧註(19) 論文三〇二頁、宋註(7) a 論文一一三〜四頁)。
- (22) 註(12) 拙著二三四〜六頁。
- (23) 石井正敏「日本・渤海通交養老四年開始説の検討」(石井註(4) 前掲書、初出一九九九年)。
- (24) 後藤四郎「持統・文武兩天皇の國風諡號の撰進について」(『南都佛敎』三三三、一九七四年)三三〜八頁。
- (25) 文武の國風諡號について、崩御後まもなく慶雲四(七〇七)年十一月にまず「倭根子豐祖父」がおくられ、後に『日本書紀』が成立した養老四(七二〇)年までの間に「天之眞宗豐祖父」に改定されたとする異見もある(山田英雄「古代天皇の諡について」、『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年、初出一九七三年、一一一〜一二頁及び一二三頁)。しかし後藤氏が的確に考證する(後藤註(24) 論文三二〜六頁)ように、文武が崩御後五〇年近く、諡號が上られる以前の稱である「大行」天皇と呼ばれていたことからみて疑問である。
- (26) 以上、奈良時代の修史事業は、笹山晴生「續日本紀と古代の史書」(青木和夫・稻岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『續日本紀』一、新日本古典文學大系一二、岩波書店、一九八九年)四八五〜九五頁参照。
- (27) 笹山註(26) 論文四九五〜五〇三頁。
- (28) 例えば、朴時亨(朴鐘鳴譯)「渤海史研究のために」(旗田巍・井上秀雄編『古代朝鮮の基本問題』學生社、一九七四年、原著一九六二年)一五七頁。
- (29) 森田註(9) b 論文七〜八頁。
- (30) 石井註(4) 論文一一五頁。◎⑤を「州縣に館驛がない」とする解釋自体は、西嶋定生「東アジア世界と冊封體制」(『古代東アジア世界と日本』岩波書店、二〇〇〇年、初出一九六二年)九〇頁で示されていた。
- (31) 筆者も以前石井氏の解釋を支持し、◎⑤を「州縣に館驛無し」と訓んでいた(註(12) 拙著二二六頁)。以下、再考して見解を改める。なお、註(12) 拙著第三編第一章全體の論旨に修正を要する點が生じるが、ひとまず今後の課題としたい。
- (32) 註(12) 拙著二六頁。
- (33) 『蠻書』の原文は、向達校注『蠻書校注』(中華書局、一九六二年)による。
- (34) 『元稹集』の原文は、周相録校注『元稹集校注』(上海古籍出版社、二〇一一年)によるが、句讀は私に改めた。
- (35) 神田信夫・山根幸夫編『中國史籍解題辭典』(燎原書店、一九八九年)二八八〜九頁。



- (36) 『舊唐書』卷二六六・列傳二一六・元稹も併せて参照。
- (37) 周註(34)前掲書九九二頁。
- (38) 石井註(4)論文一一五頁。
- (39) 岸俊男「古代村落と郷里制」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七九年、初出一九五一年)二六六〜七頁。
- (40) 平川南「古代における里と村」(『律令國郡里制の實像』下、吉川弘文館、二〇一四年、初出二〇〇三年)五五〜九頁。
- (41) 以上、古代の日本史料における館驛、驛館の用例については、石井註(4)論文一一五〜六頁参照。
- (42) このように⑤⑦を、州縣・館驛と靺鞨部落との集落形態を比較した一節と解釋した場合、州縣はよいとして館驛は集落ではない。集落形態の比較ならば、州縣と部落との併記・比較で十分という疑問が生じよう。ここに館驛が殊更に挿入される理由については後述する。
- (43) そもそも渤海の靺鞨部落については記す⑥・⑦が、机上の知識によると考えれば、比較対象である州縣・館驛もあって唐の實在のそれと見なす必要はなくなる。しかし渤海の地方社會について生き生きとした情報を提供する⑤⑦⑪が見聞に基づかない記事だとは考え難い。⑥・⑦が机上の知識による可能性を排除する。
- (44) これにより、渡唐經驗を持たない七二八年の遣渤海使は◎情報の収集者の候補から外れ、同時に◎が渤海草創期の事情を伝えるという想定も排除されることになる。
- (45) 渤海の日唐間中繼の事例については、後述ivを除いて石井註(10)論文五一六頁表八参照。
- (46) 『續日本紀』卷二三・天平一一(七三九)年七月癸卯條、及び十一月辛卯條。
- (47) 『續日本紀』卷二二・天平寶字三(七五九)年春正月丁酉、同二月戊戌朔條、癸丑條、同十月辛亥條、同卷二三・天平寶字五(七六一)年八月甲子條。
- (48) 『續日本紀』卷二四・天平寶字七(七六三)年十月乙亥條、同卷二五・天平寶字八(七六四)年七月甲寅條。なお、濱田耕策「留唐學僧戒融の日本歸國をめぐる渤海と新羅」(『日本古代の傳承と東アジア』吉川弘文館、一九九五年)参照。
- (49) 東野治之「日唐間における渤海の中繼貿易」(『遣唐使と正倉院』岩波書店、一九九二年、初出一九八四年)一三二頁参照。
- (50) このほか大曆一二(七七七)年正月に、渤海が唐に日本の舞女を獻じているが(『舊唐書』代宗本紀、同渤海靺鞨傳など)、◎情報の収集・傳達者の候補としては除外してよい。
- (51) 以下、永忠の入唐と歸國については、石井註(10)論文五一八〜九頁。
- (52) 石井註(10)論文五一九頁。
- (53) 率賓一帯説は劉振華「有關渤海史的三個問題」(孫進己・馮季昌主編『渤海史論著匯編』北方史地資料編委會・東北民族歴史考古資料信息研究會、一九八七年、初出一九八五年)五〜六頁、東京龍原府・南京南海府管轄地域説は

- 金註(1) 論文二七九頁、鄭註(9) 論文二二五頁。一方鈴木靖民氏は、渤海初期の様相とみて、大祚榮政權の根據地である粟末部や白山部の居住地とする(鈴木註(1) 論文四五一頁)。なお東京龍原府、南京南海府を始めとする渤海五京の現在地比定は、河上註(2) b 論文参照。
- (54) 他に『冊府元龜』卷九五九・外臣部・土風一にも見える。
- (55) 劉註(53) 論文五頁、鄭註(9) 論文一二四頁など。
- (56) 新妻利久『渤海國史及び日本との國交史の研究』(學術書出版會、一九六九年)二〇一―三頁。
- (57) 鈴木靖民氏は、◎を『日本後紀』編者が、(中略)在唐の延曆寺僧永忠の書簡をもとに渤海の沿革のうち初期の粟末の様子を述べた(鈴木註(12) 論文三〇頁)ものと指摘する。渤海初期の粟末の様子という點は私見と見解を異にするが、傾聴すべき見解だと思ふ。
- (58) 唐では外國使節の入京後、鴻臚寺が使者を派遣し外國情報について事情聴取することが規定されていた(河内春人『新唐書』日本傳の成立)『東アジア交流史のなかの遣唐使』汲古書院、二〇一三年、初出二〇〇四年、二三九―四二頁)。こうした外國に關する情報が、實錄など編年體の史書でどう繋年されるかの問題は、今後の検討課題である。
- (59) 『史記』卷八八・蒙恬列傳、同卷一一〇・匈奴列傳、『漢書』卷六四下・王褒傳、『隋書』卷七九・蕭歸傳、『北史』卷一・明元帝本紀・泰常八年二月戊辰、同卷六二・王思政傳、『藝文類聚』卷九・水部下・湖、同卷二〇・人部四・賢、同卷五七・雜文部三・七、同卷六一・居處部一・總載
- 居處、同卷八八・木部上・槐など。
- (60) 『舊唐書』卷五三・李密傳、同卷六七・李靖傳、同卷一七八・鄭畋傳、同卷一八三・武延秀傳、同卷一九七・林邑國傳、同婆利國傳、『新唐書』卷八三・安樂公主傳、『元和郡縣圖志』卷一七・河東道四・合河縣、同卷三九・隴右道・溢樂縣、『通典』卷一八七・南蠻上・西爨、同卷一九〇・西戎二・章求拔、同卷一九三・西戎五・師子、同卷一九五・北狄二・匈奴下、『續高僧傳』卷一・梁釋寶唱傳、同卷五・梁釋僧旻傳、同卷一〇・隋釋法瓊傳、『法苑珠林』卷一〇〇・興福部五・太宗文皇帝など。そのた右との重複を含め『白氏長慶集』『樊川文集』『唐會要』『冊府元龜』『太平寰宇記』等の唐代史料に、延表の用例は枚舉に遑ない。
- (61) 石井正敏「神龜四年、渤海の日本通交開始とその事情」(石井註(4) 前掲書、初出一九七五年)、同「第一回渤海國書の解釋をめぐって」(同前書、初出一九九九年)、同「日本・渤海交渉と渤海高句麗繼承國意識」(同前書、初出一九七五年)。
- (62) 『往五天竺國傳』は、桑山正進編「慧超往五天竺國傳研究」(京都大學人文科學研究所、一九九二年)を参照。
- (63) 古畑註(4) 論文二一四―五頁。
- (64) 濱田註(7) 論文七八三頁。
- (65) 空海撰『御請來目錄』(二卷、八〇六年成立)、『大正新修大藏經』No.二一六二)によれば、永忠は入唐後、長安の西明寺に住していた。

- (66) 古畑徹 a「渤海・日本間航路の諸問題」(『古代文化』四六一八、一九九四年)七〜八頁、同 b「渤海・日本間の航路について」(『古代交通研究』四、一九九五年)一〇九頁。
- (67) 率賓府を、ウスリースク市(烏山他註(14)前掲書一九六頁)や、黒龍江省東寧市の大城子古城(孫進己、馮永謙主編『東北歴史地理』第二卷、黒龍江人民出版社、一九八九年、四〇四頁)にあてての見解がある。
- (68) 註(12)拙著二二〜四頁。
- (69) 古畑徹「渤海建國關係記事の再検討」(『朝鮮學報』一一三、一九八四年)一六〜八頁。
- (70) 古畑註(18)論文一〇六頁。
- (71) 「李他仁墓誌」については、孫鐵山「唐李他仁墓志考釋」(陝西省考古研究所編『遠望集』下、陝西人民美術出版社、一九九八年)、拜根興「李他仁墓志涉及幾箇問題」(『唐代高麗百濟移民研究』中國社會科學出版社、二〇一二年、初出二〇一〇年)、안정준「李他仁墓誌銘」타본 사진의 발간과 새 판독문」(『高句麗渤海研究』五二、二〇一五年)参照。
- (72) 武田幸男「六世紀における朝鮮三國の國家體制」(井上光貞他編『東アジア世界における日本古代史講座』四、學生社、一九八〇年)四二〜三頁。
- (73) 石井註(4)論文一一六頁。
- (74) 管見に入った用例は、以下の通りである。『宋書』卷九三・劉凝之傳、『南齊書』卷五五・韓靈敏傳附倪翼之母丁氏、『梁書』卷二八・夏侯宣傳附魚弘、『南史』卷五二・始興忠武王憺、『通典』卷一九六・北狄・拓跋氏、『太平御覽』卷四一五・人事部・孝女所引王韶之『孝子傳』、同卷九一三・獸部・獐所引東方朔『神異經』、『太平廣記』卷一一三・報應・劉齡、『抱朴子』內篇卷二・道意九、同外篇卷四・自敘五一。
- (75) 『日本書紀』卷二四・皇極天皇三年秋七月條、『續日本紀』卷七・養老元年四月壬辰條、『日本後紀』卷二・延暦二四年四月癸卯條、『類聚國史』卷一七三・疾病・大同三年二月丙辰條、同卷五四・節婦・天長六年十月乙丑條、『日本三代天皇實錄』卷八・貞觀六年正月十四日辛丑條。
- (76) 『令集解』では戸令鰥寡條本文と、職員令左京職條・戶令鰥寡條・同國守巡行條・考課令國郡司條の各條の諸注、『延喜式』では民部式下・在路飢病條、『類聚三代格』では弘仁十四年二月二日太政官謹奏(卷一五・易田并公營田事)、寛平七年十二月三日太政官符(卷一九・禁制事)、寛平三年九月十一日太政官符(同前)に用例が散見する。
- (77) 卷一・開成四年四月五日條。
- (78) 朴註(28)論文二五七頁、石井註(4)論文二一八〜二八頁。
- (79) 石井註(4)論文一四〇〜一頁。
- (80) ⑧による限り、部落に韃鞃人のみならず「土人」すなわち高句麗人が存在したとみる他ない。石井氏の部落構成員の理解に對し、この點を衝いた森田悌氏の的確な批判がある(森田註(9) a論文一九五頁)。
- (81) 石井註(4)論文一四二頁。

- (82) なお◎①を、百姓を主語としては訓讀・解釋し難いことについては、石井註(4)論文一三八〜九頁及び一四一頁を参照。
- (83) 鈴木註(1)論文四四二頁、石井註(4)論文二四一〜二頁。
- (84) 大隅註(2)論文一一四頁、石井註(4)論文二四〇〜四頁。
- (85) 古畑註(4)論文二二四〜五頁。
- (86) 梅村喬「古代百姓觀の展開」(『愛知縣立大學文學部論集』一般教育編、三三、一九八三年)。
- (87) なお「渤海沿革記事」の「首領」は、このように渤海國內でその名で呼ばれ實在した存在と見られるので、當時の中國における外國記事の記述類型に従って永忠が表現したものと考えるににくい。しかし例えば先述の『往五天竺國傳』では、概ね首領は、王や王族に次ぐ複數人からなる有力者層を指すようである。それ故こうした用法を踏まえ、後述の如く、在地の靺鞨部落の首長である村長(都督・刺史)に次ぐ有力者層の呼稱として、渤海では「首領」の表現が使われた可能性があると思う。
- (88) 古畑徹「渤海使の文化使節の側面の再検討」(『東北大學東洋史論集』六、二二八〜三二頁)。
- (89) 例えば、王承禮著・古畑徹譯『唐代渤海』(『貞惠公主墓志』と『貞孝公主墓志』の比較研究)(『朝鮮學報』一〇三、一九八二年)四八〜九頁。
- (90) 鈴木註(1)論文四四二〜七頁、河上註(2) a論文一四〜八頁など。
- (91) 特に魏他註(7)前掲書三二九頁は、この點を強調する。
- (92) 鈴木註(1)論文四四五頁。
- (93) 桑山編註(62)前掲書九一〇頁。
- (94) 魏他註(7)前掲書三二二〜三四頁。
- (95) 日野開三郎「高句麗・國遺民反唐分子の處置」(『日野開三郎東洋史學論集』第八卷、三一書房、一九八四年、初出一九五五年)六七〜八頁参照。
- (96) 蕃長は唐代八・九世紀よりその名稱が現れ、後に中國内の異種族居留地である蕃坊の管理を擔當する官職となった(桑原隲藏「蒲壽庚の事績」平凡社、一九八九年、七九頁及び九〇頁)。
- (97) 『唐會要』靺鞨の原文は、古畑徹「唐會要」の靺鞨・渤海の項目について(『朝鮮文化研究』八、二〇〇一年)の復元による。

## AN ANALYSIS OF THE 'ACCOUNT OF THE HISTORY OF BALHAE 渤海' IN THE *RUIJŪKOKUSHI* 類聚國史

AKABAME Masayoshi

The *Ruijūkokuishi* is an encyclopedia, completed by Sugawara no Michizane in 892. The section dated the 25<sup>th</sup> day of the sexagenary cycle of the 4<sup>th</sup> month in the 15<sup>th</sup> year of the Enryaku era in the 193<sup>rd</sup> volume of the *Ruijūkokuishi* includes an account of the history of Balhae. It describes its founding and the local society of Balhae, providing a precious source for consideration of the domestic affairs in Balhae. Because the latter section describes the organization of the local administration and the ethnic composition of the local people, it has attracted much attention.

In regard to this account, local society and governance has been discussed through an examination of the character of the *shuryō* 首領, a title that appears in the text. However, the problem of how to think about the historical character of this account is an important prerequisite for any further discussion. As for this problem, there has been a consensus of opinion and there seemed to be no need for further discussion. Afterwards, there has been some consideration of the historical character of the account, albeit fragmentary in nature. This author thus thinks that it is necessary to reexamine this issue using a thoroughly empirical approach.

In this study, the author first reexamines the historical character of the account and then employs his findings as a key in interpreting the account, and finally concludes by offering some remarks on the circumstances of local society and its governance in Balhae.

## THE NERCHINSK CONFERENCE IN 1689 : BORDER NEGOTIATIONS BETWEEN RUSSIA AND QING

MATSUURA Shigeru

In 1689 Russia and Qing concluded the Nerchinsk Treaty, demarcating the border of the Amur district between the two empires, and ending the warfare in this district that had continued for almost ten years. The border stipulated in the